

別添様式 4

医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）

令和 年 月 日

法人名：_____

代表名：_____

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織

	総 数
理 事	人
監 事	人
社 員	人
出資者	人

添付資料

○ 役員名簿、社員名簿

2 役員等の選任方法（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての理事及び監事を社員総会で選任

3 経理内容（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びハ）

区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益供与
施設の利用		有 ・ 無
財産の運用		有 ・ 無
金銭の貸付		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無

財産の貸借等		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
債務の保証		有 ・ 無
公正な方法によらない 契約の相手方選定		有 ・ 無
その他寄附・贈与等		有 ・ 無

参考

○ 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場合で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ	法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
ロ	法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
ハ	法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
ニ	法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
ホ	これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
ヘ	これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
ト	これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
チ	これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
リ	契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
ヌ	事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

4 報酬等の支給基準（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ 理事及び監事に対する報酬等について、支給基準を定めている。

	支給基準の内容及び支給額
理 事	
監 事	

添付資料

- ☐ 理事及び監事に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給基準
- ☐ 理事が使用人として給与、賞与等を受ける場合は、使用人の給与等の支給基準

5 遊休財産（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号二）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからホまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ニ 減価償却引当特定預金	円

ホ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額 $((A-D) \times C)$	円
F 事業費用の額	円

添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書

6 法令違反（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ホ）

区 分	事実の有無	具 体 的 な 内 容
医療に関する法令違反	有 ・ 無	
都道府県知事から改善 勧告を行われたが是正 されていない事項（勧 告に反する開設、 増床、種別変更含む）	有 ・ 無	
帳簿書類の隠ぺい、 仮装	有 ・ 無	
その他公益に反する 事実	有 ・ 無	

7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			①	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保険業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				

	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療			③	⑬
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

7-2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑭ 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑭と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円

	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	②② 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②②と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	②③ 件	②④ 円
分娩件数(②③) × 50万円		②⑤ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が②④又は②⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が②⑥と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		

計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉗と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ㉑が㉘と一致すること。

8 自費患者に対し請求する金額(規則附則第57条の2第1項第2号ロ)

診療収入について、自費患者に請求する金額(特定外国人患者請求額を除く。)は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 特定外国人患者請求額(規則附則第57条の2第1項第2号ハ)

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 当該料金を超えない額である
- ☐ 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式
- 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

10 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割 合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合 計	②⑨	③⑩	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る収入金額の合計②⑨が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (3) 本来業務に係る費用の額の合計③⑩が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

「医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後 5 年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直前に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1 「1 運営組織」

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表 1）の記載内容と各人数が合致するよう各欄を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表 2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「財産の運用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者が医療法人の余裕金などの運用を行っている場合に、その運用状況及び契約内容等を記載すること。

③ 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

④ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

⑤ 「財産の賃借等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

⑥ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、給与や報酬等の名目で支給する金銭その他の財産がある場合、その内容を記載すること。

⑦ 「債務の保証」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。

⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。

⑨ 「その他寄附・贈与等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人口 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後であつては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）

ハ 当該医療法人の社員

ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

4 「4 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準の内容（概要）及び支給実績額を記載し、当該支給基準を添付すること。

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあつては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑦ 「ニ 減価償却引当特定預金」欄

イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑧ 「ホ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びニの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑨ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

⑩ 「F 事業費用の額」

事業費用の額は、本来業務事業損益に係る事業費用の額を記載すること。附帯業務事業損益に係る事業費用は除くこと。

6 「6 法令違反」

「法令違反」欄には、申請日の属する会計年度及び前会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の

- 解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する法令についての重大な違反事実があった場合
- へ 帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実

- 7 「7 収入金額」
「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に数値が一致すべき欄に留意すること。
- 8 「8 自費患者に請求する金額」
該当する項目欄の□にチェックすること。
- 9 「9 訪日外国人患者診療価格」
該当する項目欄の□にチェックすること。
- 10 「10 医療に係る経費等」
「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。

理事、監事、これらの者に準ずるもの、社員及び出資者に関する明細表

区 分	氏 名	親族等 の関係	住 所	職 業	法人格 の有無
		本 人			有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、これらの者に準じて当該医療法人が任意に設置するもの、社員及び出資者（以下「社員等」という。）について、申請時又は実施状況等報告時に就任しているすべての者（出資者については持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む）ごとに、その者（本人）の親族等（親族関係を有する者及び特殊の関係がある者）のうち当該医療法人と利害関係を有するものをすべて記載すること。（利害関係の詳細については、医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類の3「経理内容」及び書類付表2に記載すること。）

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- (2) 「区分」欄には、社員等である場合には、そのいずれかを記載すること。また、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等（本人）との関係（例えば、配偶者、子、生計を一にしている者、使用人等）を記載すること。
- (4) 「住所」欄には、その親族等の現住所を記載すること。
- (5) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば、当該医療法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員、学生、無職等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。
- (6) (1) のとおり、申請時に添付を要する明細表については社員等及び社員等の親族等のうち当該医療法人と利害関係を有する者のみを記載するものとするが、別途、社員等のすべての親族関係を有する者及び特殊の関係がある者について、当該医療法人との利害関係の有無を確実に確認すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

2 財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

5 財産の借入等

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細

関係者等 の 氏 名	特 殊 の 関 係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法 人 名	所 在 地	代表者名	取引状況	役 職 等

9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「経理等に関する明細表」（書類付表 2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事、これらに準じて当該医療法人が任意に設置するもの、又は使用人
- ロ 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後であっても、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）
- ハ 当該医療法人の社員
- ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 他財産の運用及び事業の運営」

法人の財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 5 「4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 6 「5 財産の借入等」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」
- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
 - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 7 「5 財産の借入等」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」
- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
 - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
 - ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 8 「5 財産の借入等」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 9 「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」
- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。

- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
 - ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。
- 10 「7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等」
- 医療法人の関係者等の債務に関して、法人がその債務の保証、弁済、免除又は引受けを行った場合に、その内容を記載すること。
- 11 「8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細」
- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
 - ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
 - ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。
- 12 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」
- 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等に対して、法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。

(書類付表3)

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	

(記載上の注意事項)

- 借地については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡

(記載上の注意事項)

- 借家については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務も行う場合にあっては、当該附帯業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ハ 現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ニ イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に

基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ床面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。